

あおもり県内就職促進パートナー企業 登録実施要領

1 目的

高校生・大学生等の県内就職を促進するため、県や他の県内企業と連携して、県内就職の魅力発信に取り組む意欲のある企業や団体を「あおもり県内就職促進パートナー企業」として登録し、ともに情報発信に取り組むことで、県内就職に向けて気運醸成を図る。

2 登録要件

- (1) 県内に事業所を有すること。
- (2) 県とともに県内就職の魅力発信に取り組む意欲があること。
 - ア 県が制作した別紙に掲げるキャッチコピーやロゴマークを、自社（団体）の採用パンフレットや採用に関するホームページなどに積極的に活用し、周知に協力すること。
 - イ 自社（団体）が開催、出展する企業説明会、インターンシップ、企業見学会等において、青森県が提供した県内就職促進リーフレット等を用いて、青森県で働く魅力について、高校生や大学生等に説明すること。
- (3) 県税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 労働関係法令に違反していないこと。
- (5) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (6) 風俗営業等関係事業主でないこと。

3 「あおもり県内就職促進パートナー企業」に対する支援内容

- (1) 青森県ホームページに登録企業名を掲載
- (2) 県内就職促進ロゴマークデータ及び県内就職促進リーフレットの提供
- (3) 青森県が開催する合同企業説明会や県内企業PRイベント等就職に関するイベントの案内及び参加企業選定時の優先選定項目の一つとして評価
- (4) 人材確保等に関連する青森県の施策等に関する情報提供

4 申請方法

登録申請書（様式1）を下記の申請先へ電子メールまたはFAXにて提出する。

（申請先）青森県若者定着還流促進課 県内定着促進グループ

MAIL : wakamono@pref. aomori. lg. jp

FAX : 017-734-8117

5 登録

申請書により、登録要件等を確認し、要件を満たす企業を「あおもり県内就職促進パートナー企業」として登録する。登録した企業は随時県のホームページ等で公表する。

6 実績報告

実施した情報発信の取組や対象学生数等について、毎年度3月末までの実績を実績報告書（様式2）により翌年度4月30日までに県に報告すること。

7 登録の有効期間

本登録の有効期間については特段定めないが、登録後に上記2の「あおり県内就職促進パートナー企業」の登録要件を満たさなくなった場合には、登録企業から県宛てに報告することとし、下記8の対応を行う。

8 登録後に登録要件を満たさなくなった場合

登録後に登録要件を満たさなくなった場合は、「あおり県内就職促進パートナー企業」の登録を解除する。

なお、労働関係法令違反等が判明した場合には、原則として、当該事案が公表されたときから、労働基準監督署等による是正確認ができるまで登録を解除する。

附 則

本要領は、令和4年5月26日から適用する。

附 則

本要領は、令和6年4月1日から適用する。